# ストレスを感じたら

- 職場でいじめにあっている。
- ・人間関係がうまくいかなくて、自分だけ孤立しているように思う。
- リストラの不安でうつ状態になった。



# ❤️ 基本のきほん

### ◎ストレスを感じたらどうなるか

本来、人間のからだは、寒さや精神的緊張などの刺 激に対して、一定の安定した働き(=ホメオスタシス 『恒常性』)を営むようになっています。

そして、刺激(=ストレッサー)によって体内に起 こる変化、それを元に戻そうとする反応、これらをま とめてストレスと言います。

### ①ストレッサー

ストレッサーとは、反応を引き起こす刺激のことで す。大きく分けると、次のとおりになります。

物理的:冷え、高圧、低圧

環境的:騒音、照明、大気汚染、振動

社会的:多忙な仕事、残業、夜勤、重い責任、借金

肉体的:病気、けが、不規則な生活、睡眠不足

内 精神的:家族等の病気や死亡、失恋、解雇、倒産、

挫折、ハラスメント

人間関係:職場でのトラブルや家族・親戚・隣近所・

友人・知人とのトラブル

# ②ストレス

部

ストレスとは、刺激に対して反応した、歪みのある 状態を言い、代表的な状況は次のとおりです。

- ●身体現象:頭痛、下痢、肩こり、食欲不振
- ●精神症状:イライラ感、うつ状態

### ③ストレスを感じると

ストレス状態が続き、過剰になると体の調子が悪く なる以上に、社会生活のさまざまな面に影響を及ぼし

# **)ワンポイントアドバイス**

最近の産業医学、又は労働安全衛生において、メンタ ルヘルス(心の健康)ということが注目されています。 メンタルヘルスの目的とは、職場の一部の人に対する疾 病予防対策にとどまらず、従業員全体の「心の健康」の 保持増進にあります。

対策としては、労働者が心身ともに健康に働けるよう、 本人や周囲の努力と理解が必要です。それぞれの対応策 としては、次のとおりです。

### ①本人

- ●家族や友人など、相談できる人を作る
- ●自分だけの時間を持つ
- ●仕事とはあまり関係のない趣味や興味の対象を持 つこと
- ●思い詰めたり、考え過ぎず、前向きに、明るく生活

# ます。

特に、内部的ストレッサーによるストレスは、簡単に は治りません。一般的によく心因性ストレスと呼ばれ ています。現代人に身近なストレスと言えます。

# ▶ こんな対処法があります!

## ◎職場ストレスに対して

- ●ストレスを受けないようにする
- ●ストレスの受け方を軽くする
- ●ストレスが溜まらないようにする
- ●溜まったストレスを発散・解消する
- ●ストレスにより消耗・疲弊した心身を癒す

### ◎そのためには

- ●無理に頑張ろうとしない
- ●良い意味でいい加減になる
- ●視野を広げる
- ●なるべく誰かと話すようにする
- ●深呼吸をする
- ●1日最低1回は笑う
- ●心に余裕を持つ
- ●仕事に集中しすぎない
- ●体を動かす、心を動かす、休む、遊ぶ、ふれあう

どんな小さなことでも「出来ることからやってみて、 うまくいったら自分を誉める」というふうにしてみ ることから始めてみましょう。

### する

- ●気分の切り替えをする(掃除をするなど)
- ●専門機関に相談し、助言を求める
- ●結論にこだわらず、焦らない

### ②周囲

- ●職場や家族が、本人の立場に立って話を聞く
- ●現在できる範囲の努力をする
- ●手に余るような場合は、専門機関に相談する
- ●相談した結果得られたアドバイス等に基づき、慎重 に対応する
- ●結論を限定せず、焦らずに、根気よく対応する 心の健康不全状態が続くと、各種の心身症やうつ病な どを発症する恐れがありますので、早めに対処するよう にしてください。



# ◆仕事や職場の人間関係に「悩み」を感じたら

〇かながわ労働センター「働く人のメンタルヘルス相談」(面接相談、要予約)

電話 045-633-6110 (内線2718) 第1・2・3・4火曜日 13時30分から16時30分

〇厚生労働省 働く人の「こころの耳電話相談」

電話 0120-565-455 月・火曜日17時から22時/土・日曜日10時から16時(祝日、年末年始を除く)

○職場のメンタルヘルス対策についての相談は

神奈川産業保健総合支援センター 電話 045-410-1160

〇労働者50人未満で産業医の選任義務のない事業場は、次の機関もご利用ください

	T-25010101 0-1 - 1-10101 0-1		
名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
横浜南地域産業保健センター	045 - 782 - 8785	三浦半島地域産業保健センター	046 - 822 - 3053
横浜西地域産業保健センター	045 - 861 - 5600	平塚地域産業保健センター	0463 - 52 - 0355
横浜北地域産業保健センター	045 - 313 - 9187	湘南地域産業保健センター	0466 - 27 - 6238
鶴見地域産業保健センター	045 - 521 - 2738	県西地域産業保健センター	0465 - 66 - 6040
川崎南地域産業保健センター	044 - 200 - 0668	県央地域産業保健センター	046 - 223 - 8072
川崎北地域産業保健センター	044 - 322 - 0314	相模原地域産業保健センター	042 - 772 - 0031

〇メンタルヘルスの総合情報サイト「こころの耳」http://kokoro.mhlw.go.jp/

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報や、疲労の蓄積度についてセルフチェックするためのツールの情報を掲載しています。

# ◆「心の健康や病気」についての相談は

〇お住まいの近くの保健所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター等へ

横浜市の機関					
名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
鶴見福祉保健センター	045-510-1848	旭福祉保健センター	045-954-6145	戸塚福祉保健センター	045-866-8465
神奈川福祉保健センター	045-411-7115	磯子福祉保健センター	045-750-2455	栄福祉保健センター	045-894-8405
西福祉保健センター	045-320-8450	金沢福祉保健センター	045-788-7848	泉福祉保健センター	045-800-2446
中福祉保健センター	045-224-8166	港北福祉保健センター	045-540-2377	瀬谷福祉保健センター	045-367-5755
南福祉保健センター	045-341-1142	緑福祉保健センター	045-930-2434	横浜市こころの健康相談センター	045-662-3522
港南福祉保健センター	045-847-8446	青葉福祉保健センター	045-978-2453		
保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6349	都筑福祉保健センター	045-948-2348		
川崎市の機関					
名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
川崎区役所保健福祉センター	- 044-201-3213	高津区役所保健福祉センター	044-861-3309	麻生区役所保健福祉センター	044-965-5259
幸区役所保健福祉センター	044-556-6654	宮前区役所保健福祉センター	044-856-3262	川崎市精神保健福祉センター	044-246-6742
中原区役所保健福祉センター	- 044-744-3297	多摩区役所保健福祉センター	044-935-3299		
相模原市の機関					
名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
相模原市緑障害福祉相談課	042-775-8811	相模原市中央障害福祉相談課	042-769-9806	相模原市精神保健福祉センター	042-769-9819
相模原市津久井保健福祉課	042-780-1412	相模原市南障害福祉相談課	042-701-7715		
その他の市の機関					
名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
横須賀市保健所	046-822-4336	藤沢市保健所	0466-50-3593	茅ヶ崎市保健所	0467-38-3315
神奈川県の機関					
名 称	電話番号	名 称	電話番号	名 称	電話番号
平塚保健福祉事務所	0463-32-0130(代)	鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	046-882-6811(代)	厚木保健福祉事務所	046-224-1111(代)
				厚木保険福祉事務所	
平塚保健福祉事務所 秦野センター	0463-82-1428(代)	小田原保健福祉事務所	0465-32-8000(代)	大和センター	046-261-2948(代)

### ◆誰かと話したい時、こころ寂しい時は(ひとりで悩まずに)—こころの危機を支える**電**話相談—

横浜いのちの電話 045-335-4343 (24時間)川崎いのちの電話 044-733-4343 (24時間)

横須賀こころの電話 046-830-5407 (平日17時から24時、土日祝日9時から24時、毎月第2水曜日は17時から翌日6時) 自殺予防いのちの電話 0120-783-556 (毎月10日の8時から翌日8時) 日本いのちの電話連盟

※相談の受付時間などの詳細は、各機関に直接お問い合わせください。

※なお、平成13年12月12日に、過労死による労災の認定基準が改正されました。「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」により、業務の具体的な内容から 総合判断されることになりました。また、平成23年12月26日に「心理的負荷による精神障害の認定基準」により、業務によるストレスの評価基準が具体化され、 労災の請求件数は年々増加しています。

労災(労働者災害補償保険)認定については、勤務地を管轄する労働基準監督署までご相談ください。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html